

飼育状況について定期報告をお願いします。

家畜や家きんを飼育している皆さんへ

家畜や家きんの飼育状況をより正確に把握し、発生予防や発生時の防疫活動に役立てるため、家畜や家きんを飼育されている方々には、家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭数や衛生管理状況を家畜保健衛生所に定期的に報告することが義務付けられています。

報告が必要なもの

牛、水牛、鹿馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の15種類

報告方法 毎年1回、2月1日の飼育状況を所定の報告用紙に記入し、左記の期日まで提出してください。

報告期日

・牛、水牛、鹿馬、めん羊、山羊、豚、いのししを飼っている方/4月15日まで

・鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼っている方/6月15日まで

飼育状況について定期報告をお願いします。

家畜保健衛生所または県畜産振興課にあります。

提出先・問い合わせ

中央家畜保健衛生所
香長支所
☎52-3069

高知県畜産振興課
☎088-821-4553

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう！

鳥インフルエンザの発生予防には、次のような対策をとりましょう。

①衛生管理区域に入る時は、専用の服やばき物を身に付けましょう。

②飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。

③飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネット(2cm角目以下が目安をかけましょう)。

④飼育施設の入出口では専用の靴に履き替え、専用手袋を着用するか、アルコールスプレー等による手指の消毒を行います。消毒液は、薬局・薬店等で市販されているもので十分に効果があります。

飼育している家きんが連続して死亡する等の異状がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生

所か獣医師にご連絡ください。

問い合わせ

中央家畜保健衛生所
香長支所
☎52-3069

夜間・休日の問い合わせ
高知県庁(代表)
☎088-823-1111

林業退職金共済制度

林業退職金共済制度は、事業主の方々が従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林業界から退職金を支払うという、林業界全体の退職金制度です。

掛金は、税法上において法人では損金、個人企業では必要経費となります。掛金の一部を国が免除します。また、雇用事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆さんへ 共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。また、共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

問い合わせ 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
☎03-6733-1289

生涯現役実現のためのお仕事説明会「おしごとカフェin高知市」

日時 2/3(金) 14:00~16:00 **参加無料**

場所 喫茶「スプーン」(高知市本町3-2-45)

おおむね55歳以上の方を対象に、企業の方と直接お仕事の内容等を気軽に話せる、茶話会形式の説明会です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

定員 先着20人

申込み・問い合わせ 高知県生涯現役促進地域連携協議会 事務局 ☎088-879-1907

夜須公民館・マリンホール

ロビーコンサート

日程 2/5(日) 10:00~11:00 **参加無料**

場所 夜須公民館 ロビー大階段前

安芸市在住で演奏活動しながらマリンバ教室も開いている、小松実実さんによるコンサートを間近で楽しんでいただけます。ぜひ、お越しください!

出演 小松 実実さん(マリンバ奏者) ●申し込み不要

問い合わせ 夜須公民館 ☎54-2121

催し・イベント INFORMATION

皆さまの参加をお待ちしています!

ソーマつり2023

日時 1/21(土)・22(日) **入場無料**

場所 こうち男女共同参画センター「ソール」(高知市旭町3丁目115)

会場で1月21日・22日、オンラインで1月14日~29日の期間、パザー(1月21日のみ)や講演会、利用団体のステージ発表や作品展示、動画配信を行います。

■基調講演 「時代の先端を走り抜けた女性アーティストたち—20世紀初頭のロシア・アヴァンギャルド」●オンデマンド配信

■講師 沼野 恭子さん(東京外国語大学教授)

★会場託児あり 詳細はお問い合わせください。

申込み・問い合わせ こうち男女共同参画センター「ソール」 ☎088-873-9100

こんな世の中に誰がした? 上野千鶴子の怒りの血鉢盛り!

■講師 上野千鶴子さん(社会学者・東京大学名誉教授)

■日時 1月21日(土) 13:30~15:30 ●オンライン登壇

■定員 会場80人(スクリーン視聴)、オンライン500人

■申し込み 電話またはホームページで受付中

■申込み・問い合わせ こうち男女共同参画センター「ソール」 ☎088-873-9100

期間入札による不動産公売のお知らせ

南国・香南・香美租税債権管理機構による不動産の公売を行います。公売とは、滞納税等に充てるため、差押財産を売却することです。

滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

■対象物件

- ・4機(㊦)4(香南市夜須町夜須川字山下)地目/田、面積/607.00㎡、見積金額/90,000円、公売保証金なし
- ・4機(㊦)5(香南市夜須町夜須川字シイノニ)地目/田、面積/978.00㎡、見積金額/170,000円、公売保証金なし

■入札期間 2月6日(月)~2月10日(金)

■入札会場 〔郵送入札〕南国・香南・香美租税債権管理機構への郵送

〔窓口入札〕 南国・香南・香美租税債権管理機構、南国市税務課、香南市税務課

■買受代金の納付期限 3月8日(水) 14時まで

物件の詳細情報や現地案内は直接お問い合わせください。なお、公売物件はホームページでご確認いただけます。

■問い合わせ 南国・香南・香美租税債権管理機構
☎088-855-6776

■ホームページ <http://www.union-nankoku-kkou.jp>

南国市税務収納課の入札窓口
※郵送入札は2月10日(金) 17時必着(17時を過ぎて配達されたものは無効となります)

■入札に必要なもの

- ・買受適格証明書
- ・陳述書等(暴力団員等ではない旨の申立て)
- ・身分証明書(運転免許証等)
- ・代理人の場合は委任状(法人の代表者以外が入札する場合は含む)
- ・法人の場合は商業登記簿登記事項証明書

※郵送入札の場合、各添付書類を入札書とともに同封して郵送していただく必要があります

※窓口入札の場合、提示いただいた身分証明書はコピーをとらせていただきます

期間入札による不動産公売のお知らせ

南国・香南・香美租税債権管理機構による不動産の公売を行います。公売とは、滞納税等に充てるため、差押財産を売却することです。

滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

■対象物件

- ・4機(㊦)4(香南市夜須町夜須川字山下)地目/田、面積/607.00㎡、見積金額/90,000円、公売保証金なし
- ・4機(㊦)5(香南市夜須町夜須川字シイノニ)地目/田、面積/978.00㎡、見積金額/170,000円、公売保証金なし

■入札期間 2月6日(月)~2月10日(金)

■入札会場 〔郵送入札〕南国・香南・香美租税債権管理機構への郵送

〔窓口入札〕 南国・香南・香美租税債権管理機構、南国市税務課、香南市税務課

■買受代金の納付期限 3月8日(水) 14時まで

物件の詳細情報や現地案内は直接お問い合わせください。なお、公売物件はホームページでご確認いただけます。

■問い合わせ 南国・香南・香美租税債権管理機構
☎088-855-6776

■ホームページ <http://www.union-nankoku-kkou.jp>

南国市税務収納課の入札窓口
※郵送入札は2月10日(金) 17時必着(17時を過ぎて配達されたものは無効となります)

■入札に必要なもの

- ・買受適格証明書
- ・陳述書等(暴力団員等ではない旨の申立て)
- ・身分証明書(運転免許証等)
- ・代理人の場合は委任状(法人の代表者以外が入札する場合は含む)
- ・法人の場合は商業登記簿登記事項証明書

※郵送入札の場合、各添付書類を入札書とともに同封して郵送していただく必要があります

※窓口入札の場合、提示いただいた身分証明書はコピーをとらせていただきます

期間入札による不動産公売のお知らせ

交通事故など、第三者の行為が原因で国保を使って治療する時には届け出を!

交通事故や傷害事件などでけがをした場合の治療費は、本来、加害者(第三者といいます)が負担すべきものですが、届け出をすることで、国保を使って治療を受けることができます。この場合、香南市国保が一時的に医療費の立替払いを行い、あとから加害者に費用を請求します。

▼届け出に必要なもの

- ・交通事故の場合は「事故証明書」
- ・「国保被保険者証」「印かん」
- ・「第三者行為による傷病届」(市役所窓口にあります)

▼次のような場合、国保は使えません

- ・業務上や飲酒運転・無免許運転による負傷の場合
- ・届け出をする前に加害者と示談をしていた場合
- ・加害者から既に治療費全額を受け取っている場合

示談の前には相談を 加害者側と示談をする前に、国保の窓口にご相談ください。示談が成立すると、国保を使用して治療を受けることができなくなる場合があります。香南市国保が加害者側に請求できなくなり、場合によっては市が負担した医療費の返還を求めることがあります。

■問い合わせ ●市役所市民保険課 ☎57-8506

期間入札による不動産公売のお知らせ

交通事故など、第三者の行為が原因で国保を使って治療する時には届け出を!

期間入札による不動産公売のお知らせ

期間入札による不動産公売のお知らせ

期間入札による不動産公売のお知らせ

期間入札による不動産公売のお知らせ